

〈東京版〉環境減税を開始しました

東京都では低炭素型都市の実現に向け、自主的な省エネ努力へのインセンティブとして東京都独自に、中小企業者向け省エネ促進税制と次世代自動車の導入促進税制を実施します。

1 中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）

中小企業者の省エネルギー設備等の取得を税制面から支援します。

| | |
|------|--|
| 対象者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ^{注1} |
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの ①CO ₂ 削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備および再生可能エネルギー設備 ^{注2} で、環境局が導入推奨機器として指定したもの |
| 減免額 | 設備の取得価額の2分の1（上限1,000万円）を取得年度の税額から減免 ただし、当期税額の2分の1を限度とする ※減免しきれなかった額は翌年度税額からも減免できます。 |
| 適用期間 | 次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 法人・・・平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度 個人・・・平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間 |

^{注1} 資本金1億円以下の法人、個人事業者等

^{注2} 空調設備、照明設備、太陽光発電システム等

2 次世代自動車の導入促進税制（自動車税・自動車取得税の免除）

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援します。

なお、次世代電気自動車（軽自動車タイプ）、プラグインハイブリッド自動車は、平成21年中に市場に投入される見込みです。

| | |
|------|--|
| 対象車 | ①電気自動車 ②プラグインハイブリッド自動車 ※ただし、平成21年度から25年度までの間に新車新規登録されたものに限りま す。 |
| 免除額等 | （自動車税）新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分 ⇒全額を免除 （自動車取得税）平成21年度から25年度までの間の取得 ⇒全額を免除 ^{注3} |

^{注3} 平成21年度から23年度までの間、新車にかかる自動車取得税については、地方税法による非課税措置が適用されます。

【お問い合わせ先】中小企業者向け省エネ促進税制について

（課税部法人事業税係）03-5388-2963

（課税部個人事業税係）03-5388-2969

次世代自動車の導入促進税制について

（課税部自動車税 係）03-5388-2954